

ライフプラン設計講座実施業務

企画コンペ実施要領

令和8年2月

岩手県保健福祉部
子ども子育て支援室

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ライフプラン設計講座実施業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務件名
ライフプラン設計講座実施業務
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 募集する企画提案の内容
資料2「委託仕様書」のとおり
- (4) 委託料の上限額
3,311,000円以内（税込）

※ 上記金額は現時点の見込みであり、今後、令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合、又は予算額の変更が生じた場合等にあつては、本業務委託手続きについて停止の措置又は予算額の変更等を行うことがある。

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「3 企画コンペ手続等に関する事項」(4)に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

[参加資格の要件]

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成8月7日建振第282号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

- (1) 担当室
 岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室（岩手県庁9階）
 住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
 電話：019-629-5494 FAX：019-629-5464
 電子メールアドレス：AD0007-3@pref.iwate.jp
- (2) 実施要領等の交付
 企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。
- ※ トップページ（<http://www.pref.iwate.jp/>） → 「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】	
資料1	企画コンペ実施要領（本書）
資料2	委託仕様書
資料3	企画提案書作成要領
資料4	企画提案審査要領

- (3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表
 実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。
- ① 受付期間 令和8年3月12日（木）正午まで
- ② 受付場所 岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室（連絡先は上記「(1) 担当室」を参照）
- ③ 提出方法 **【様式1-1】**「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はFAXにより提出すること。

- ④ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。
- ⑤ 回答期日 令和8年3月12日（木）以降、随時回答する。
 なお、最終回答の期日は、令和8年3月13日（金）とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- ① 提出書類 下記のとおり。

- ・ 【様式1-2】参加資格確認申請書
- ・ 【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な媒体制作等実績
 ※ パンフレット等でも可
- ・ 【様式1-4】受付票
- ・ 参加資格確認結果の通知用メールアドレスを明記したもの

- ② 提出期限 令和8年3月16日（月）午後5時 [必着]
- ③ 提出先 岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室（連絡先は上記「(1) 担当室」を参照）
- ④ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
 ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
 ・ 郵送の場合は、期日までに必着のこと。
- ⑤ 確認結果 参加資格の確認結果は、令和8年3月17日（火）までに電子メールにより通知する。
- ⑥ 留意事項
- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。
 - ・ 参加資格の確認は、上記「② 提出期限」の日をもって行う。
 - ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

- ① 提出期限 令和8年3月18日（水）午後5時 [必着]
- ② 提出先 岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室（住所等は上記「(1) 担当室」を参照）
- ③ 提出方法 持参による。
- ④ 回答 岩手県知事は、説明を求められたときは、令和8年3月19日（木）

) までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

- ① 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類
- ② 提出期限 令和8年3月23日(月) 午後5時 [必着]
- ③ 提出先 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室(住所等は上記「(1) 担当室」を参照)
- ④ 提出方法 持参又は郵送による。
 - ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
 - ・ 郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、期日までに必着のこと。

※ 提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

※ その他、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

上記「(4) 参加資格の確認」⑥により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて提出された提案
- ・ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- ・ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(9) 企画コンペ参加の辞退

上記「(4) 参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、【様式1-5】「企画コンペ参加辞退届」を、令和8年3月19日(木) 午後5時まで [必着]に、保健福祉部子ども子育て支援室(住所等は上記「(1) 担当室」を参照)に持参又は郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案審査委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 委託業務概要」(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 受託候補者の決定

- ① 県は、企画提案審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
- ② 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ③ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

① 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

② 提出書類は返却しない。

③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

- (2) 企画コンペ参加に要する経費について
企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (3) 手続の停止又は契約の解除に係る費用補償について
手続の停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (4) その他
- ① 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
 - ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
 - ③ 本事業は、令和8年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

[参考：本企画コンペに関するスケジュール（予定）]

①実施要領等に関する質問の受付期限	3月12日（木）
②実施要領等に関する質問の回答期限	3月13日（金）
③参加資格確認申請書の提出期限	3月16日（月）
④参加資格の確認結果通知期限	3月17日（火）
⑤企画提案書等の提出期限	3月23日（月）
⑥企画提案審査委員会	3月27日（金）
⑦受託候補者の決定	3月31日（火）
⑧契約締結、業務実施	4月上旬

【様式 1 - 1】

会社等名 : _____
担当部門 : _____
担当者 : _____
メールアドレス : _____
電話 : _____
F A X : _____

実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

〔留意事項〕

- 令和 8 年 3 月 12 日（木）正午までに提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- 原則として電子メール又はFAXで送付のこと。
(アドレス : AD0007-3@pref.iwate.jp 、 FAX : 019-629-5464)
- 1 つの質問項目について 1 行使用のこと。

【様式 1 - 2】

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名

参加資格確認申請書

「ライフプラン設計講座実施業務」に係る企画コンペ参加資格について確認されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

「企画コンペ実施要領」の「2 参加者の資格要件等」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- 1 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 5 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する
場合があること。
- 6 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- 7 6までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成8月7日建振第282号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- 8 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式1-3】

会社概要及び過去5年間の主な類似事業等の実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去5年間の 類似事業実績	発注者	受注事業内容（受注年、制作した媒体等）
	岩手県関係	
	岩手県以外の 官公庁、公共団体	
	民間	
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属	電話	
職	ファックス	
氏名	E-mail	

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができる。

【様式 1 - 4】

受 付 票

担 当		
番 号	書 類 名	チェック欄
1	参加資格確認申請書【様式 1 - 2】	
2	会社概要及び過去 5 年間の類似事業等の実績【様式 1 - 3 (又はパンフレット)】	
3	受付票【様式 1 - 4】 (本書)	

受付年月日			
商号又は名称			
届出者 所属 職 氏名		電話番号	
		E-mail	

※「受付票」「受領票」は、太枠内のみ記入してください。

----- 切り取り線 -----

受 領 票

受付年月日			
商号又は名称			

ライフプラン設計講座実施業務に係る参加資格確認申請書等関係書類を受領しました。

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室
(公 印 省 略)

取扱担当者